

◆定期開催 無料相談会＆公開講座「空き家塾」

空き家・不動産・終活に関する市民向け相談会や講座を毎月開催しています。また、当団体に興味がある方、交流をしたい方など自由に参加してもらえる集まりです。会員は様々な業種が在籍しており、会員間の交流の場にもなっております。お気軽にご参加ください。

<相談会のご案内>

当NPO所属の相談員が空き家に関してのお困り事に無料で相談をお受けします。相談には、岐阜県空家等総合相談員・空き家相談士・行政書士・宅建士等の専門家が対応します。

※相談会は予約制です。下記記載の事務局まで電話かメールでご連絡ください。

場所：みんなの森ぎふメディアコスモス かんがえるスタジオ（岐阜市司町40番地5）

日にち	相談会の時間	公開講座（時間）
10月15日(水)	16：00～18：00	解体費用は何に影響する？（16：30～17：00）
11月19日(水)	15：00～18：00	空き家を“資産”に変える！今こそ始める賃貸活用術（15：30～16：00）
12月10日(水)	15：00～18：00	空き家が高齢者と地域を救う未来～相続から介護・住まいまでをつなぐ新しい地域モデル～（15：30～16：00）

◆イベント情報 ※参加希望者は各市町空き家担当課までご確認ください

- 池田町空き家相談会 10月10日（金）
- 木ノ本地区空き家セミナー 10月11日（土）木ノ本公民館 19時～
- メディコスまつり出展 10月13日（月・祝）ぎふメディアコスモス
- 神戸町空き家相談会 10月16日・12月18日・2月19日（木）
- 美濃加茂市空き家相談会 10月18日・12月20日（土）
- 羽島市終活セミナー＆相談会 10月18日・2月21日（土）羽島市福祉ふれあい会館
羽島市空き家相談会 11月11日（火）（奇数月第2火曜日実施）
- 海津市空き家相談会 10月31日（金）・12月25日（木）・1月30日（金）
- 多治見市オンライン空き家相談会 11月28日・2月27日（金）

◆会員紹介

中島 雅史 さん（宅地建物取引士・福祉用具専門相談員）

最年少ながら非常に行動力があり、スピーディかつ柔軟に対応していただきます。

若さならではのフットワークの軽さが魅力で、どんなご相談にも迅速に対応いただける頼もしい方です。

土本 拓

◆空き家通信購読のご案内

AKIYA通信を定期購読されたい方はこちらよりお申込みください。
※お問い合わせ欄に「AKIYA通信定期購読希望」とご入力ください。
アクセスはこちら ●<https://gifu-akiya.net/contact/>



NPO法人岐阜空き家・相続共生ネット

住所：岐阜市坂井町1-24 Agora岐阜 1F

TEL：058-253-5255(事務局)

Email：2015@gifu-akiya.net

HP：https://gifu-akiya.net/

HP



LINE



地図



特定非営利活動法人 岐阜空き家・相続共生ネット

空き家通信 2025秋号

発行／2025年10月1日 発行者／NPO法人岐阜空き家・相続共生ネット 〒500-8857岐阜市坂井町1-24 058-253-5255

岐阜市空家等管理活用支援法人指定団体

今号のお届け情報！

◆生命保険の活用法

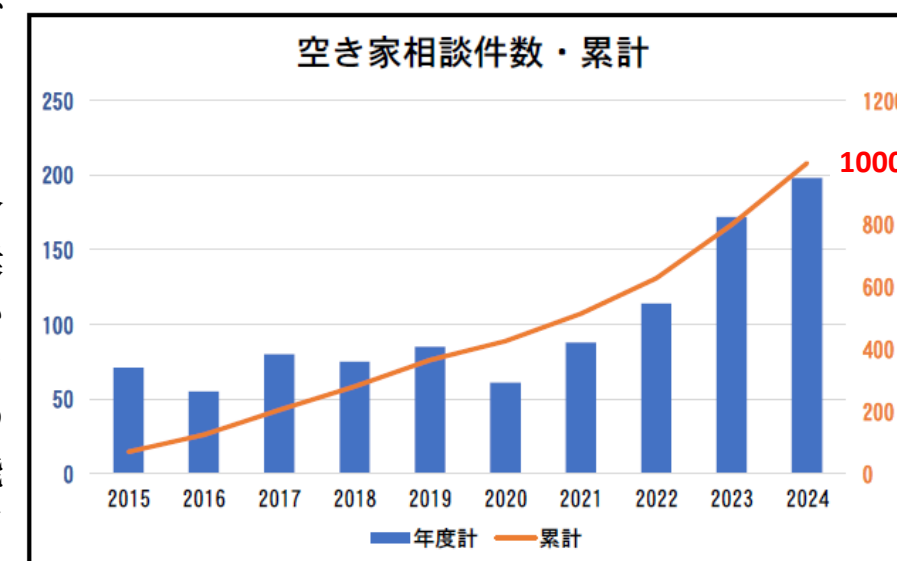
◆高齢者を狙う住宅に関する消費者トラブル

◆活動報告

◆「10年を経験した空き家相談の行方」

「この法人は、人口減少、老朽化等により増加する空き家がもたらす社会問題に対して、所有者、地域住民、専門家、行政機関等と協力し、相談、啓発、調査、研究、管理、利活用等の問題解決に効果的な事業を行うことにより、空き家資源を活かすとともに、空き家の発生を抑制、防止することで、誰もが住み良い、安全で賑わいのあるまちづくりに寄与することを目的とする。」…こんな定款を掲げてNPOは10年前に動き出しました。社会問題を解決する協力者は所有者（セミナー、相談会、活用支援）、行政機関（啓発・調査、管理、支援業務）、所属専門家（研究・利活用事業）などと活動してきました。（10年のあゆみ参照）その中でとりわけ重視してきた相談業務では当初、空き家相談を不動産相談と取り違えスタートをしてしまいました。空き家は不動産ではないのか？…実はそうではなく「老朽化が進む建物（内在する動産含む）を中心とした相続物件の総称」…一手間二手間かけないと直ぐに流通化（売り買い・貸し借り）できない不動産である。

そこには「問いを立てる（①現状の理解 ②明確な目標を立てる ③道筋を示す）相談」が必要となります。NPOでは「空き家相談」＝「総合相談」を基本とし所属専門家から成る総合相談員の育成や縦割り各種専門家の横連携により「困った空き家」が引き起こす地域住民の生命・身体又は財産や生活環境の改善にも寄与していきます。生成AIが出てきた中で、残された人間の能力は『問いを立てる能力』私たちが求められています。



◆生命保険の活用法

若かりし頃、3年間生命保険会社で営業をしていた時期がありました。その後は、一般消費者として、生命保険（以後保険という）に加入する以外、保険には、縁がありませんでしたが、毎年、脳活のため、有料の講座を受講しており、今年は、FP2級の資格をとることにして、久しぶりに、保険の勉強する機会があり、保険商品の新しい知識をえることができました。最近の保険商品も高齢者向け保険、外貨建て保険、終身保険等、多様化しており、幅広い目的に合わせて加入できますし、既往症があっても、加入できる保険が多数の生命保険会社から販売されており、保険料も月払いで低額で加入できます。

当NPO法人が、空家相談をうける中で、相談者の多くが悩んでいる、解体費の捻出問題ですが、行政の解体助成金の件数も限定的で、なかなか解体がすすんでいない現状です。そこで、高額な解体費を一度に準備するのは難しい方には、解体費を準備する目的で、保険に加入してはどうかと考えています。自分が死んだら、生命保険金で、自宅を解体して処分するように、相続人に伝えておく、場合によっては、遺言書を作成しておくとうよいと思います。解体費以外にも、葬儀費用、墓じまい費用と将来の費用に備えて、生命保険に加入するのも有効な方法と考えます。



◆高齢者を狙う住宅に関する消費者トラブル

悪質業者による、高齢者を狙った住宅に関する消費者トラブルが急増しています。国民生活センターの発表によると、全国の消費生活センターに寄せられた相談の中で、屋根工事の点検商法に関するものにおいては8割以上が60歳以上の年齢層によるものです。点検商法とは、家庭を訪問して、あたかも正規の点検の振りをしながら断りきれない状態にしておいて、不必要又は法外な価格のリフォーム工事や商品交換、駆除作業等を行う契約を取る商法であり、中には、ずさんな工事をして、住宅に損傷を与える被害も報告されています。高齢者は日中家にいることが多いことや、独居、若しくは高齢者世帯では特に相談する相手がいないなどといったことが、訪問販売のターゲットになると考えられています。消費者トラブルに遭わないためには、はっきりと断ることのほか、事例を知ることや日ごろから専門家とのつながりを持ち、悪質な勧誘であることに気付くことが必要です。また、被害に遭ってしまっても早期に対処できる地域での見守りも被害拡大防止には不可欠です。

不動産は大切な資産です。安心安全に住み続けるためにも、悪質業者による消費者被害に遭わないようにしていただきたいと思います。



●毎週金曜日 岐阜市空き家相談会

岐阜市役所で開催しています空き家相談会に相談員を派遣しています。(2018年から担当)

●7月8日・9月9日 羽島市空き家定期相談会

奇数月第2火曜日に開催しています相談会に相談員を派遣しました。(11.1.3月実施予定)

●7月25日・9月26日 多治見市オンライン相談会

定期開催していますオンライン空き家相談会の相談員を担当しました。(11.2月実施予定)

●8月12日・14日・18日 垂井町空き家相談会

垂井町空き家相談会に相談員を派遣しました。

●8月13日 当団体主催 市町村空き家担当者定期継続支援事業研修会

市町村担当者向け研修会をZoomにて開催しました。空き家所有者調査について佳山司法書士(会員)、名和理事長が解説しました。

●8月16日 美濃加茂市空き家相談会

美濃加茂市空き家相談会に相談員を派遣しました。(10月18日・12月20日実施予定)

●8月21日 神戸町空き家相談会

神戸町空き家相談会に相談員を派遣しました。(10月16日・12月18日・2月19日実施予定)

●8月23日 七宗町空き家相談会

七宗町空き家相談会に相談員を派遣しました。

●8月28日 瑞穂大学健幸学部講座(写真1)

瑞穂市が60歳以上向けに開校している講座の講師を担当しました。「空き家川柳から読みとく、わが家の終活」と題し、川柳で終活を楽しく分かりやすい講座を行いました。

●8月29日 海津市空き家相談会

海津市空き家相談会の相談員を派遣しました。

●8月30日 多治見市空き家セミナー(写真2)

多治見市空き家セミナーの講師を担当しました。「我が家の終活～今から備える！空き家と終活の整理術～」と題し、空き家になる前の対策や相続・片付けについて解説しました。

●毎月開催空き家・終活の相談会&公開講座「空き家塾」(写真3.4)

ぎふメディアコスモス かんがえるスタジオにて毎月1回相談会と公開講座を開催しています。7月は高齢者がターゲットになりやすい住宅に関する消費者トラブル、8月は空き家を所有している方には関心が高い固定資産税についての講座を行いました。



(写真1)



(写真2)



(写真3)



(写真4)